

令和2年度 壮瞥高等学校入学式

4月10日(金)、北海道壮瞥高等学校の入学式が行われました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク姿、通常より短時間の式ではありましたが、整然と執り行われました。

1年生は壮瞥町出身の3名を含む25名。これから本町で学びを深めるみなさんの、高校生活の幕開けに、エールを送りたいと思います！

写真：小南 智哉さん（新入生宣誓）

広報 そうべつ5

2020・No.677

もくじ

- 2 第2期壮瞥町総合戦略
- 5 社会教育中期計画・壮瞥町スポーツ推進計画
- 6 新型コロナウイルスへの対応と対策
- 9 町独自の対策
- 10 令和2年度の主要事業
- 15 ハチの巣駆除
- 16 空家等対策計画の策定
- 17 住宅に関するお得な制度
- 18 後期高齢者医療制度の見直し
- 19 Jアラート情報伝達訓練
- 20 大雨災害から身を守る
- 21 オーロラだより
- 21 新人職員紹介
- 23 ジオパーク通信
- 24 まちのほっとニュース
- 26 お知らせINFORMATION
- 31 生涯学習情報・山美湖
- 32 やまびこ図書室
- 34 駐在所だより
- 35 こちら消防です
- 36 すまいる



第2期壮瞥町総合戦略を策定しました

本町では、急速に進行する人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある地域を継続させるため、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする「壮瞥町総合戦略」を策定し取り組んできました。

このたび、第1期の総合戦略が終了するため、令和2年度から6年度までを計画期間とする「第2期壮瞥町総合戦略」を策定しました。

策定にあたっては、町民、関係団体から構成される壮瞥町総合戦略推進会議（全11名）をはじめ、各種懇談会や町民アンケートなど多くの意見を反映しました。

継続を力にして、集中的かつ効果的に施策を展開し「選ばれるまち そうべつ」を目指します。

（全文、概要版は、町のホームページに掲載しています。）

人口の将来展望（目指す人口規模）

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が公表した本町の令和27（2045）年の人口推計は、1,619人となっており、平成27（2015）年と比べ、44.6%減少しています。

特に年少人口（0-14歳）の減少率が大きく、少子高齢化がさらに進むことがわかります。

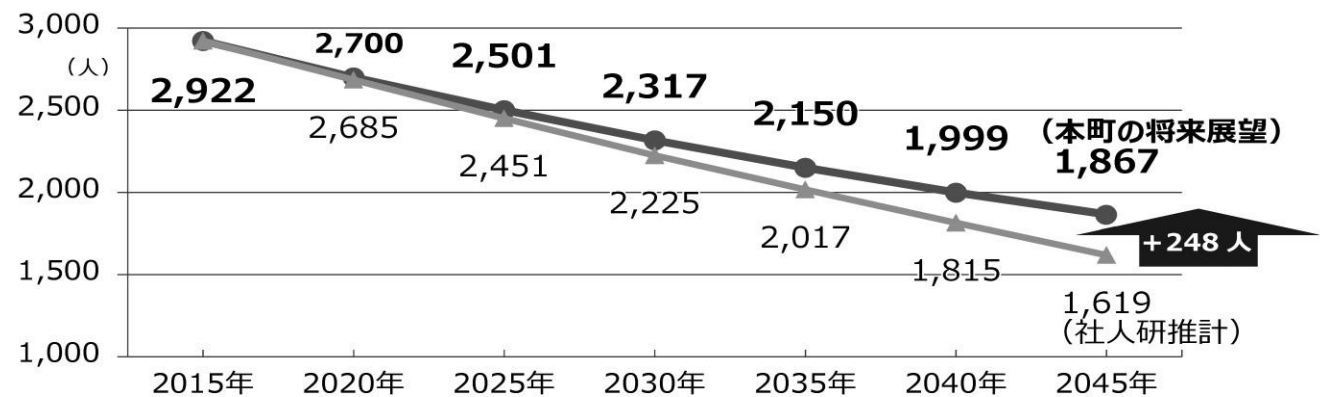
	総人口	0-14歳	うち0-4歳	15-64歳	65歳以上	20-39歳女性
2015年 国勢調査	2,922	282	79	1,402	1,238	212
2045年 社人研推計	1,619	87	27	643	889	63
	-44.6%	-69.1%	-65.8%	-54.1%	-28.2%	-70.3%

人口の減少や人口構造の変化は、地域の労働力不足や経済力の低下、社会保障費の増加、行政サービスの非効率化など様々な影響を及ぼします。

このような影響を最小限に留めるため、将来目指すべき人口規模として、次の短期・長期目標を設定します。

	出生率	純移動 (転入・転出)	総人口
短期目標 令和7（2025）年	1.45	均衡	2,501
長期目標 令和27（2045）年	2.10	+30人/年	1,867

令和27（2045）年の本町における人口の将来展望では、社人研の推計より248人多い1,867人と推計しています。



本総合戦略は、人口の将来展望を実現し、持続可能で活力にあふれた「そうべつ」であり続けるために、町の進む将来像と方針を明確化し、集中的かつ効果的に施策を展開することを目的として策定するものです。

まちの将来像

いいもの・いいところ・いっぱい。
選ばれるまち そうべつ

大地の息吹を感じさせる昭和山。鏡のように美しい洞爺湖。新鮮でおいしい農産物。地域力の結晶「雪合戦」。多くの人々を惹きつけるたくさんの魅力が「そうべつ」にはある。
資源を生かし、住む者が自信と誇りを持ち、心豊かに暮らす。そんな暮らしに共感し、この町を選んで新たに加わる仲間たちがいる。そんな「選ばれるまち」を目指して。

5つの基本目標と主な施策

基本目標1 産業力強化で雇用を創出する

【数値目標】 町内企業等による新規雇用者数 5か年で300人

【基本的方向】 農業と観光のまちである本町の特色を生かすため、特産品開発支援や経営基盤強化を図り、雇用の維持・拡大につなげる。

①既存産業の経営基盤強化【KPI(※):農商工連携・特産品事業化数 5か年で10件】

■商工業活性化支援、農業経営基盤強化支援、特産品開発支援、など

②昭和山観光の活性化と波及効果の創出【KPI:昭和山観光客入込数 年間160万人】

■昭和山観光活性化事業（魅力向上・安全管理対策・地域への回遊促進）

③地域にある潜在的資源の活用【KPI:町全体の観光客入込数 年間250万人】

■ジオパーク推進事業、ウポポイや縄文文化を核とした旅客誘致活動の推進、など

④新規参入事業所誘致による産業活性化【KPI:新規参入事業所数 5か年で4件】

■新規事業所誘致事業、サテライトオフィス開設誘致事業、社員住宅整備支援、など

※KPI（重要業績評価指標【Key Performance Indicator】）:施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のこと。

基本目標2 人材育成と子育て支援を強化する

【数値目標】 合計特殊出生率 1.40

【基本的方向】 基幹産業である農業の担い手や新たな産業従事者などを育成すると同時に、今後のまちづくりを支える若い世代が結婚し、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、支援する。

①結婚・妊娠・出産・育児への切れ目ない支援【KPI:子どもを産み育てやすい環境だと感じる子育て世代の住民の割合 80%】

■子育て世代への支援事業（不妊治療費助成、子ども医療費無料化、通学定期補助、など）

■良質な住環境の供給による移住・定住促進（持ち家住宅取得奨励金、子育て応援住宅、など）

■特色ある教育の実践（中学生フィンランド派遣、コミュニティ・スクールの充実、など）

②地域産業の新たな担い手の確保【KPI:就農者・起業家数 5か年で15名】

■農業研修シェアハウスなどを活用した就農支援、町立高校での地域産業を担う人材育成

■地域おこし協力隊による関係人口増加活動、起業・コミュニティビジネスへの支援、など

基本目標3 情報発信強化で人を呼び込む

【数値目標】 純移動（社会増減）の均衡

【基本的方向】 ICTの目覚ましい発達により情報が溢れる現代社会では、単なる情報発信では誰も立ち止まってくれない。創意工夫により多彩で魅力的なコンテンツを提供する必要がある。まちの魅力や施策をBI（※）と絡めて発信し、まちの認知度を向上させ、人をまちに呼び込む。

※BI（ブランドアイデンティティ）：町を売り込んでいくために使うキャッチコピーやロゴのこと

①多様な情報発信強化イメージアップ戦略 **【KPI:町ホームページ閲覧数 年間13万件】**

【KPI:町への移住相談件数 年間20件】

- ブランドイメージの確立（住みたい・訪れたいと思わせる仕掛けづくり、など）
- 広報戦略に基づく多彩な情報発信（ウェブサイトの充実、SNSの活用、BI「そうきたか！そうべつ」による多彩なプロモーション展開、体験移住の仕組みづくり、など）

基本目標4 誰もが活躍でき、元気に暮らせるまちづくり

【数値目標】 平均寿命 男性82歳、女性90歳

【基本的方向】 人生100年時代を見据え、子どもからお年寄りまで、みんなが元気に安心して暮らせるまちづくりを継続して推進する。誰もが居場所と役割を持ち、生涯を通じて学び、協働する社会の構築を目指す。

①高齢者が生き生きと暮らせるまちづくり **【KPI:一般高齢者の外出頻度（週5回以上）40%】**

- 地域包括ケア体制の充実、独居高齢者等の生活支援、など
- 軽微な就労機会の開発、学習機会の充実、軽スポーツによる健康体力の維持増進、など

②自ら体験し、学び、成長するまちづくり **【KPI:図書室・分室の来館者数 年間6,000名】**

- 図書室事業（展示イベント・子どものおはなし会・分室イベントの充実、など）
- 子ども郷土史講座事業（歴史学習や自然体験学習による郷土理解の推進、など）

③次期有珠山噴火に備えた体制づくり **【KPI:火山防災普及啓発事業参加者数 年間300名】**

- 情報発信施設やツールの充実、避難道路整備、備蓄品拡充、国土強靱化計画の推進、など

基本目標5 持続可能な行財政運営の推進

【数値目標】 公共施設の維持管理費の削減 5%

【基本的方向】 事業の実績と効果を検証し、適正な予算規模となるよう事務事業を見直し、収支バランス不均衡に伴う基金の取崩しを縮小させ、持続可能な行財政運営に努め、輝き続けるまちを目指す。

①効率的な行財政運営 **【KPI:経常収支比率 85%】**

- 第5次行政改革実施計画に基づく収支改善、身の丈に合った財政運営
- 西いぶり定住自立圏構想や洞爺湖有珠山ジオパークなどの広域連携によるスケールメリット、など

②計画的な地方債の借入 **【KPI:実質公債費比率 10.0%以下】**

- 各種計画（公共施設等総合管理計画、公営住宅等長寿命化計画、等）に沿った事業執行と借入のバランス
- 町税収納率の向上（短期併任制度による振興局との連携、口座振替推奨、納税啓発、など）

【お問い合わせ先】 壮瞥町役場企画財政課企画広報係（☎0142-66-2121）

「壮瞥町第8次社会教育中期計画・ 第2期壮瞥町スポーツ推進計画」が 答申されました

令和2年3月17日に壮瞥町教育委員会教育長室で令和2年度から令和6年度までの社会教育振興方策の基本となる「壮瞥町第8次社会教育中期計画・第2期壮瞥町スポーツ推進計画」の答申が中山雄三社会教育委員長、千田重光文化財審議会委員長、金子祐一スポーツ推進委員長より行われました。同計画は社会教育委員、文化財審議会委員、スポーツ推進委員が策定委員となり、町民アンケート調査や北海道立生涯学習推進センターから講師2名を招いたワークショップや策定委員会を開催しながら意見や提言を集約し、同計画の基本構想と基本計画の答申としてまとめました。

答申では中山社会教育委員長が「この計画が社会教育活動の充実と発展に寄与されることを期待する」と述べ、答申書を谷坂常年教育長に手渡しました。答申書を受けた谷坂教育長は「この計画を基にしっかりと社会教育活動を進めていきたい。」と述べ、各委員長に感謝しながら決意を新たにしました。



新型コロナウイルス感染症の拡大について

政府は、令和 2 年 4 月 7 日に新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言を 7 都府県に発令し、4 月 16 日には、北海道も特定警戒の対象地域となりました。壮瞥町では、感染の拡大防止と、町民の皆さまの暮らしを守るため、次のとおり対策を行っています（4 月 21 日現在）。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。 ※最新の情報は、町のホームページでご確認ください。

1. 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 34 条第 1 項の規定に基づき、4 月 7 日に壮瞥町役場内に、対策本部を設置し、21 日現在、計 4 回の会議（4/8、4/13、4/17、4/20）を開催しています。

2. 公共施設休館情報

【令和 2 年 5 月 6 日（水）まで休館する施設】

- 地域交流センター山美湖 ○山美湖図書室 ○図書分室 ○遊学館 ○青少年会館
- パークゴルフ場 ○久保内農村環境改善センター ○オロフレほっとピアザ
- 来夢人の家 ○ゆーあいの家 ○久保内ふれあいセンター ○道の駅そうべつ情報館 i

【令和 2 年 5 月 31 日（日）まで休館する施設】

- 森と木の里センター ○仲洞爺キャンプ場 ○郷土資料館・横綱北の湖記念館
 - 洞爺湖園地船揚施設 ○久保内農村環境改善センターの宿泊利用（5/7 から日帰り利用はできます）
 - 壮瞥公園 ○学校体育館開放事業 ○総合グラウンド一般開放事業
- ※今後の状況により、休館（利用休止）する施設や期間を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3. 町主催行事等の中止・延期情報

町主催のイベント等は、当面の間、開催を中止・延期します。開催が必要な町主催の会議などに参加する場合は、マスクの着用や咳エチケットにご協力をお願いします。また、イベントなどを主催している団体は、当面の間、中止や延期の検討をお願いします。

4. 小中高等学校の休業情報

壮瞥小学校	5 月 6 日（水）まで	教育委員会（0142-66-2131）
壮瞥中学校	5 月 6 日（水）まで	
壮瞥高等学校	5 月 6 日（水）まで ※最新情報は高校のホームページをご覧ください。	

5. 子どもセンターの利用情報

そうべつ保育所	短時間保育（1号認定）利用を控えてください	5月6日まで	そうべつ子どもセンター (0142-66-2131)
	長時間保育（2・3号認定）可能な限り、家庭内保育にご協力ください。		
そうべつ児童クラブ	両親の就労等により家庭で保育ができない方を対象に開館		
子育て支援センターげんき・児童館	休館		

6. 壮瞥町職員の窓口対応について

感染防止のため、職員はマスクを着用しています。ご理解とご協力をお願いします。

7. 助成・補助制度

【国の補助制度】 町民のみなさま

●特別定額給付金

令和 2 年 4 月 27 日時点で住民基本台帳に記載されている全ての人を対象に、一律 10 万円が支給される給付金です。申請時期の決定後、町から住基台帳に記載されている住所に書類を郵送しますので、感染防止のために郵送かインターネット（マイナンバーカードを持っている人が対象）で申請いただきます。
お問い合わせ先：壮瞥町役場住民福祉課住民係（66-2121）

●子育て世帯への臨時特別給付金

令和 2 年 4 月分（3 月分を含む）の児童手当を受給する世帯（0 歳～中学生のいる世帯）に対して対象児童 1 名につき 1 万円が支給される給付金です。原則申請は不要で、6 月頃に支給する見込みです。
お問い合わせ先：壮瞥町役場住民福祉課子育て支援係（66-2452）

●傷病手当金

国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染、または、感染が疑われる場合、療養のために仕事を休んだときに、給与等が支払われない、または、減額された場合、傷病手当金が支給されます。
支給額：直近の継続した 3 カ月間の収入合計額 ÷ 就労日数 × 2 / 3 × 支給対象日数
お問い合わせ先：壮瞥町役場住民福祉課住民係（66-2121）

●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免等の制度があります。事業収入や給与収入、不動産収入などが、前年に比べて 30%以上減少した方で、一定の要件を満たした方が対象です。申請方法や時期は、決まり次第改めてご案内します。
お問い合わせ先：国民健康保険税：壮瞥町役場税務会計課（66-2121）
後期高齢医療保険料：壮瞥町役場住民福祉課住民係（66-2121）
介護保険料：壮瞥町役場住民福祉課高齢者福祉係（66-2340）

●納税猶予制度

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、厳しい状況に置かれている納税者に対し、納税の猶予を行います。令和 2 年 2 月以降の任意の期間で、事業等の収入が前年同期と比べておおむね 20%以上減少しており、一時に納付を行うことが困難な方について、個人・法人を問わず対象となります。申請方法や時期は、決まり次第改めてご案内します。 お問い合わせ先：壮瞥町役場税務会計課（66-2121）

●固定資産税の軽減措置

令和 3 年度分の課税において、中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋にかかる固定資産税を軽減します。令和 2 年 2 月から 10 月の任意の 3 カ月間の売り上げが、前年の同期と比べて 30%～50%減少した場合は 1 / 2、50%以上減少した場合は全額免除します。申請方法や時期は、決まり次第改めてご案内します。 お問い合わせ先：壮瞥町役場税務会計課（66-2121）

●所得からの控除について

所得税において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住宅ローン控除やイベントを中止した事業者に対する払い戻し請求権を放棄した方への寄付金控除について、弾力化する対応がとられた場合、個人住民税においても対応します。 お問い合わせ先：壮瞥町役場税務会計課（66-2121）

事業者のみなさま

●持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするため、事業全般に広く使える給付金を支給。

- ・前年の総売上（事業収入）＝（前年同月比▲50%月の売上 × 12 カ月）
支給額：法人 200 万円以内、個人事業者 100 万円以内（ただし、1 年間の売上からの減少分を上限とする）
- ・支給対象：売上が前年同比で 50%以上減少した、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等

お問い合わせ先：中小企業金融・給付金相談窓口（0570-783183）

●資金繰り支援（貸付・保証）

- ・セーフティネット保証 4 号・5 号
保証 4 号：幅広い業種で影響が生じている地域について、融資額に対する 100%保証（売上高が前年同期比▲20%以上減少の場合）
保証 5 号：特に重大な影響が生じている業種に、融資額に対する 80%保証（売上高が前年同期比▲5%以上減少の場合）

お問い合わせ先：中小企業金融・給付金相談窓口（0570-783183）

●雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、特例措置が設けられました。

対象要件の緩和：3 カ月以上 10%以上低下→1 カ月 5%以上の低下

助成率：中小企業 2 / 3→4 / 5 大企業：1 / 2→2 / 3 など

お問い合わせ先：学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金コールセンター（0120-60-3999）

●小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、労働基準法の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金です。

お問い合わせ先：学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金コールセンター（0120-60-3999）

【北海道の補助制度】 町民のみなさま

●緊急小口資金（特例貸付）北海道社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付（1 世帯に 1 回限り、無利子）

20 万円以内：世帯員に要介護者がいる、4 人以上の世帯など

10 万円以内：上記以外

据置期間：貸付の日から 1 年以内 償還期間：据置期間終了後 2 年以内

お問い合わせ先：壮瞥町社会福祉協議会（66-2511）

●総合支援資金（特例貸付）北海道社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付（3～12 カ月以内、無利子）

月 15 万円以内：単身世帯 月 20 万円以内：2 人以上世帯

据置期間：貸付の日から 1 年以内 償還期間：据置期間終了後 10 年以内

お問い合わせ先：壮瞥町社会福祉協議会（66-2511）

【壮瞥町独自で検討中の施策】

町民のみなさま

●町営住宅家賃の減免

町営住宅に入居中の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少するなど、やむを得ず家賃の支払いが困難な方を対象に減免できる場合があります。手続きには、申請書及び収入が減少したことを確認できる証明書等の書類が必要になります。なお、収入額によっては、家賃減免にならない場合があります。

お問い合わせ先：壮瞥町役場建設課建築住宅係（66-2121）

事業者のみなさま

●商工業振興緊急対策事業補助金

新型コロナウイルス感染症により、影響を受けた町内の事業者が目的を一つにし、緊急的かつ迅速な感染拡大防止及び経済対策を実施し、事業の継続と経営安定を図るため、商工会に補助金を交付します。

お問い合わせ先：壮瞥町役場商工観光課（66-4200）・壮瞥町商工会（66-2151）

●感染防止緊急対策事業

町内医療機関、老人介護福祉（保健）施設、障がい者福祉施設に対し、感染防止対策のため、マスク・消毒液等の購入費の一部を補助します。

お問い合わせ先：壮瞥町役場住民福祉課健康づくり係（66-2340）

●上下水道料金の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営環境の悪化等により事業活動が縮小している、宿泊施設及び飲食店、観光サービス業・土産店を営んでいる事業者を対象に、令和 2 年 5 月～7 月請求分の上下水道料金を全額減免します。対象事業者へ町から申請書類を郵送します。

お問い合わせ先：壮瞥町役場建設課上下水道係（66-2121）

感染が疑われたら・・・

新型コロナウイルス感染症について、厚生労働省と北海道に電話相談窓口が設置されています。また、住民からの健康相談は、最寄りの保健所で対応しています。

厚生労働省電話相談窓口 開設時間：9:00~21:00 電話：0120-565653（フリーダイヤル）

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課（24 時間対応）電話：011-204-5020

北海道室蘭保健所（健康推進課健康支援係）（平日の 8:45~17:30）電話：0143-24-9846

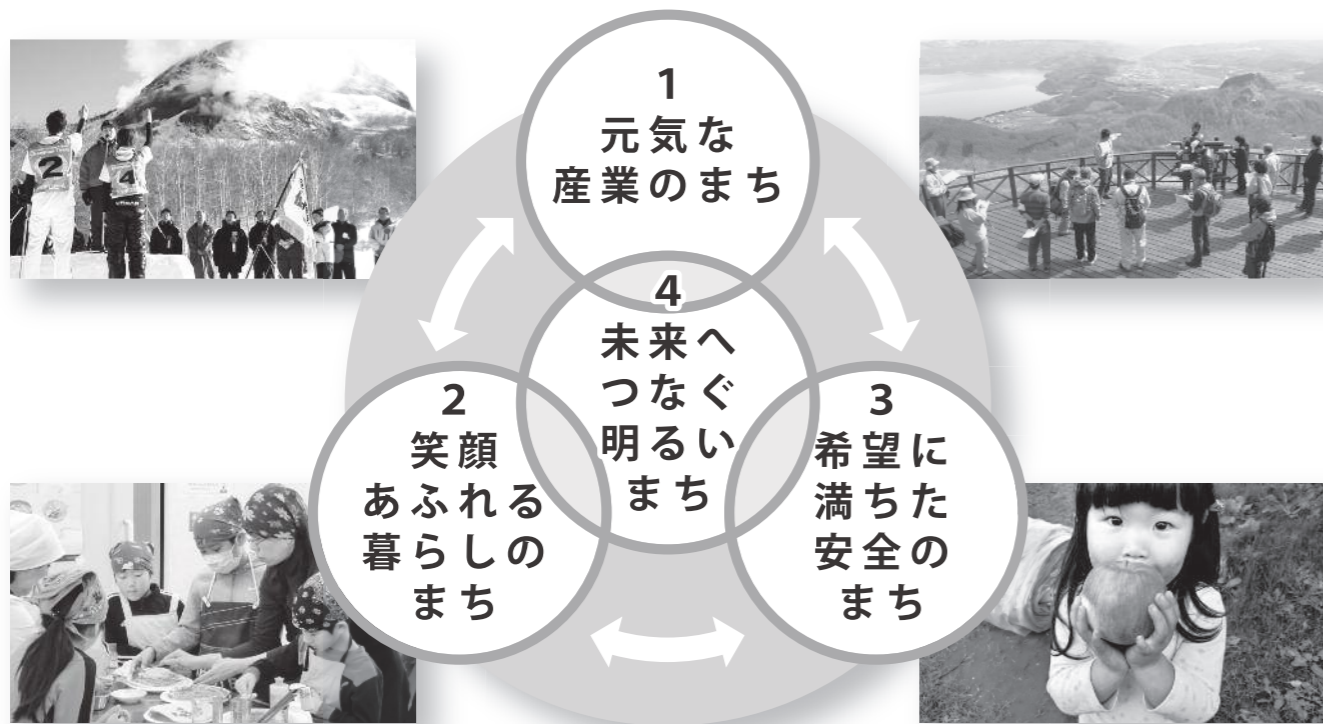
【お問い合わせ先】 壮瞥町保健センター（66-2340）

令和 2 年度の主要事業

第 5 次 壮 警 町 ち づ くり 総 合 計 画 の 実 現 に 向 け て



4 月 号 で 紹 介 し た 「 ち づ くり 総 合 計 画 」 の 施 策 の 柱 に 沿 っ て 、 今 年 度 の 重 点 事 業 を ご 紹 介 し ま す 。



1 元気な産業のまち

本町が有する特色を生かした、地域産業力を向上させる取組を着実に推進します。

◎**新商品開発・販路開拓支援補助金** (商工観光課)
【事業費 1,200 千円(道支出金 600 千円、一般財源 600 千円)】
特産品開発を支援し、イベント等での商品紹介や販売機会の拡大を図る取組に対し、補助金を交付します。

◎**壮警町温泉利用管理協同組合源泉掘削補助金** (産業振興課)
【事業費 15,947 千円 (一般財源 15,947 千円)】
当町の自然環境や温泉資源等を生かした観光振興を図るため、源泉の安定的な供給確保に向けた掘削事業を支援します。

◎: 新規事業 ●: 継続事業

◎**産地パワーアップ事業** (産業振興課)
【事業費 23,000 千円 (道支出金 23,000 千円)】
地域の営農戦略に基づき、農業者等が高収益な作物や栽培体系への転換等に必要な機械のリース導入等の取組を支援します。

◎**農産物直売所サムズレジ台移設・修繕工事** (商工観光課)
【事業費 1,008 千円 (一般財源 1,008 千円)】
リサイクル法改定により、7 月よりレジ袋有料化が義務となることから、農産物直売所のレジ導線を改修します。

2 笑顔あふれる暮らしのまち

子どもたちは「地域の宝」。教育・子育て・生きがいは未来への投資です。

●**中学生フィンランド国派遣事業** (生涯学習課)
【事業費 15,495 千円 (その他 15,495 千円)】
次代を担う子どもたちを育成する本町の特色ある事業として、令和 3 年度以降も、派遣期間の短縮などの見直しを行ったうえで、継続実施する考えです。



●**不妊治療費助成事業** (住民福祉課)
【事業費 650 千円 (一般財源 650 千円)】
妊娠を望んでいる方の経済的負担を支援するため、不妊治療にかかる診療費用を助成します。診療内容などにより対象要件や助成額などが異なりますので、ご利用を希望の方は、まずは保健センターにご相談ください。

●**福祉灯油購入助成事業** (住民福祉課)
【事業費 2,300 千円 (道支出金 500 千円、一般財源 1,800 千円)】
町では、低所得者世帯等を対象とした冬季間の燃料費を助成しています。本年度の対象要件や助成額などについては、今後の灯油価格の推移などをみながら、11 月から 12 月ごろに決定し、広報等で改めてご案内します。

●**農業研修シェアハウス運営事業** (産業振興課)
【事業費 1,250 千円(一般財源 350 千円、使用料 900 千円)】
町内での就農をめざし、移住してくる方の農業研修期間の住居支援として、農業研修シェアハウス(写真)を運営し、農業担い手の育成・確保を図る。



農業研修シェアハウス
(外観・内装)

●**新規就農支援対策事業** (産業振興課)
【事業費 1,930 千円 (一般財源 1,930 千円)】
次代を担う経営感覚に優れた担い手を育成・確保するため、新規就農者や就農後継者に就農研修資金の貸付をはじめ、農地取得や機械・施設導入費の一部を助成するほか、農の雇用事業(国)実施後の農業法人の雇用継続の取組を支援します。

●**堆肥センター運営事業** (産業振興課)
【事業費 22,594 千円 (一般財源 14,694 千円、財産収入 7,900 千円)】
土づくりを通じて、生産性の向上や付加価値の高い農業生産体制を構築するため、堆肥センターを運営し、良質堆肥の安定生産を図ります。

●**住宅等リフォーム支援事業補助金** (商工観光課)
【事業費 2,000 千円 (一般財源 2,000 千円)】
町内にある住宅のリフォーム及び住環境の整備に対し、商工会を通じて支援を行います。

●**壮警町起業化促進補助金** (商工観光課)
【事業費 1,000 千円 (一般財源 1,000 千円)】
町内で新たに事業を行ったり、新分野での事業への取組について奨励金を交付します。

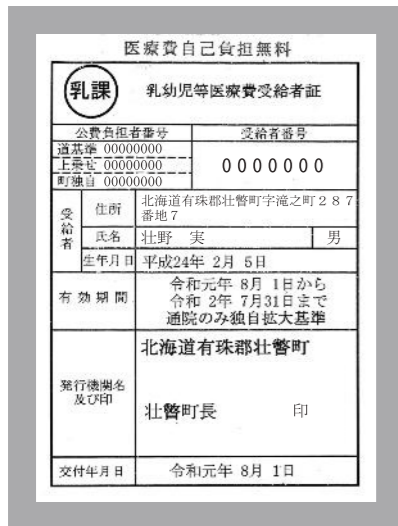
●乳幼児等医療費助成事業（住民福祉課）

【事業費 6,785 千円（道支出金 1,271 千円、地方債 4,000 千円、一般財源 1,414 千円、その他 100 千円）】
子育て世代を支援するために、中学生まで入院・通院にかかる保険適用の医療費を全額助成します。

対象者／町内に住所を有する乳幼児、小学生、中学生（15 歳に達する日以後、最初の 3 月末日までの子ども）

対象医療費／保険適用の医療費

助成方法／「乳幼児等医療費受給者証」（写真）を役場で発行しており、この受給者証を医療機関の窓口で提示することによって、保険診療の自己負担額を助成します。医療機関窓口で自己負担額を支払った場合などは領収証を住民福祉課にご提出ください。



乳幼児等医療費受給者証

●緊急風しん抗体検査事業（住民福祉課）

【事業費 694 千円（国庫支出金 294 千円、一般財源 400 千円）】
子どもの頃に風しんの予防接種の機会がなかったために、特に感染の危険性が高いとされる 41 歳から 58 歳の男性を対象に、国の補助金を活用して、免疫の有無を調べる抗体検査とワクチン接種費用を無料化する事業を令和元年度から 3 年間実施しています。対象者には個別に通知します。

3 希望に満ちた安全のまち

前回の噴火から 20 年を迎え、繰り返す噴火災害を念頭に置いた安全対策を進めます。

◎普通河川護岸等整備工事（建設課）

【事業費 45,000 千円（地方債 45,000 千円）】
仲洞爺の大川と立香の学校沢川(写真)では、護岸の破損や河床の洗掘などが進行し、隣接する農業用水路や町道にも損傷を与えているため、それぞれの河川で護岸や河道の整備を実施します。



◎久保内集落排水処理施設屋根葺替・外壁塗装工事（建設課）

【事業費 11,500 千円（地方債 11,500 千円）】
久保内集落排水処理施設(写真)の屋根の葺替と外壁の塗装工事を実施します。



●道道洞爺湖登別線水道施設移設工事（建設課）

【事業費 55,231 千円（地方債 40,400 千円、その他（補償費）14,784 千円、一般財源 47 千円）】
壮瞥温泉地区の道道整備工事に先行し、工事の支障となる簡易水道の水道管を移設します。

●町道滝之町中島 1 号線道路改良舗装工事（建設課）

【事業費 120,000 千円(国庫支出金 77,859 千円、地方債 42,100 千円、一般財源 41 千円)】
昨年度までに町道紫明苑線との交差点から久保内方向に約 100mが完了しています。今年度も引き続き、国の交付金配分額に合わせた事業規模で整備を進める予定です。(写真)



●道道滝之町伊達線支障物件移設工事（建設課）

【事業費 22,661 千円（地方債 5,100 千円、その他（補償費）17,459、一般財源 102 千円）】
立香地区の道道整備工事に合わせ、工事の支障となる簡易水道の水道管及び農業用水管を移設します。

●道道滝之町伊達線道路整備事業（立香～伊達市志門気）

【北海道が実施】
橋梁工事及び土工を継続して実施する予定です。

●町道橋梁補修工事（建設課）

【事業費 17,600 千円(国庫支出金 10,384 千円、地方債 7,200 千円、一般財源 16 千円)】
橋梁長寿命化計画に基づき老朽化した橋梁を計画的に補修しています。今年度は滝之町の長流川に架かる下立香橋と幸内の白水川にかかる白水橋(写真)の補修工事を行います。



●公営住宅等屋上防水改修・外壁塗装工事（建設課）

【事業費 41,700 千円(国庫支出金 20,650 千円、地方債 20,600 千円、一般財源 450 千円)】
公営住宅等の長寿命化計画に基づき、しらかば団地 1 号棟と星野単身者住宅(写真)の長寿命化改善(屋上防水改修と外壁塗装)を実施します。しらかば団地は来年度以降も継続して実施する予定です。



●国道 453 号（蟠溪道路）整備事業

【国が実施】
蟠溪市街地の用地買収、長流川の橋梁工事及び地すべり対策工を実施する予定です。

●仲洞爺団地整備事業（建設課）

【事業費 21,600 千円（国庫支出金 9,940 千円、地方債 9,400 千円、一般財源 2,260 千円）】
平成 29 年度からの 3 か年で 3 棟 12 戸の住宅建設工事は完成しました(写真)。仲洞爺団地の建替事業は、今年度を実施する既存住宅の解体と広場・通路を整備して完了します。



ハチの巣の駆除について

町では、スズメバチ等の人に危害を及ぼすハチの早期発見や駆除を促進して町民の安全確保を図るため、ハチの巣の駆除業務を専門業者に委託しております。

私有地に発生したスズメバチの巣の駆除は土地の所有者または管理者がすることとなります。ハチの巣の駆除を依頼したいときは、町の委託契約業者へ直接ご連絡ください。

駆除費用について

公共施設以外の個人が所有している土地や建物に関しては、巣の大きさに関わらず一律、町民の皆さんに（4,000円 税別）を負担していただきます。

★利用の方法

① 町の契約業者へ直接電話にて駆除を依頼して、駆除の日程や蜂の巣の場所など打ち合わせいただきます。



② 駆除の前に、町民の皆さんの負担額（4,000円+消費税）を直接、指定業者に支払っていただきます。ただし、駆除から2週間以内に同じ箇所に巣ができた場合の駆除は負担額（2,000円+消費税）となります。



③ 業者により蜂の巣を駆除します。

ハチ駆除契約業者（令和2年度）

（株）出田建設（☎0142-66-6011）

………
《受付時間等》

月曜から金曜日9:00～17:00 担当者 山本（☎070-1312-1292）

※土日及び祝祭日は受付できません。また都合により即日対応できない場合がございます。

その他の場所（公共施設・用地）に巣がある場合

壮瞥町役場住民福祉課 ☎0142-66-2121

【お問い合わせ先】 壮瞥町役場住民福祉課（ハチ駆除担当）（☎0142-66-2121）

人権擁護委員が委嘱されました

人権擁護委員は、国民の基本的な人権を擁護し、見守る「民間人による人権の番人」です。

本年4月1日付けで、佐長泰教氏（滝之町）が、法務大臣から壮瞥町の人権擁護委員に再委嘱されました。

町の人権擁護委員は2名（佐長泰教氏、藤川尚子氏）が委嘱されており、ご相談は随時受け付けしております。

人権問題、結婚・離婚・夫婦・親子等の問題、うわさ・暴言によるいやがらせ、雇用・解雇・給与等の問題、児童・生徒のいじめ体罰の問題、差別問題、外国人の人権問題、その他日常生活の中の様々な問題でお困りの方はお気軽にご相談ください。秘密は固く守られます。

【お問い合わせ先】 壮瞥町役場住民福祉課住民係（☎0142-66-2121）

『壮瞥町空家等対策計画』を策定しました！

計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や人口減少を背景に、使用されずに老朽化した住宅・建築物が増加しています。

特に、管理不十分な空家等（特定空家等）は、防災・防犯・環境衛生等地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあります。

こうした中、国は、生活環境の保全や空家等の活用の促進を図るため、国による基本指針や市町村による計画の策定等の施策の推進事項を定めた「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）を制定し、平成27年5月に全面施行しました。

町では、空家法の趣旨を踏まえ、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「壮瞥町空家等対策計画」を令和2年3月に策定しました。

計画の概要

- 計画期間：令和2年度～令和6年度までの5年間
- 対象地区：町内全域
- 対象とする空家等の種類：空家法に規定する「空家等」
- 空家等対策の基本的理念：
 - ①所有者等による管理の原則
 - ②町民の安心安全を確保するための実効性のある対応
 - ③空家等の発生抑制に向けた活用・流通の促進
 - ④地域住民、専門家団体など多様な主体との連携

◆用語解説◆

「空家等」とは？

空家法では「空家等」と「特定空家等」の2つの基準が示されています。

●空家等

概ね1年間未使用の建築物または附属工作物とその敷地

●特定空家等

空家等のうち、放置すれば倒壊等著しく保安上危険なものまたは衛生上有害となるおそれのあるものなど



空家等の整理改修や

購入に対する補助について

- 壮瞥町空き家整理改修事業補助金
- 壮瞥町持ち家住宅取得奨励事業補助金

※17ページで制度を紹介していますのでご覧ください。



壮瞥町空き家バンクについて

壮瞥町内の空き家及び空き地の有効活用を通して、移住・定住の促進による地域の活性化を図ることを目的とし運営する制度です。

所有者から売買等の希望があった空き家及び空き地と、これらの利用を希望する方のマッチングを図る取組等を行っています。

～・～・～空家等の所有者の責務～・～・～

- 空家等は個人の財産ですので、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めなければなりません。
- 倒壊や外壁・部材の落下等により、周囲の家屋や通行人に被害を及ぼすことになれば、所有者の責任が問われる場合があります。
- 管理不十分な空家等は行政による指導等の対象となり「勧告」された場合、固定資産税等の税負担が増加する場合があります。

【お問い合わせ先】 壮瞥町役場企画財政課企画広報係（☎0142-66-2121）

知っていますか？
住宅に関するお得な制度



住宅新築で最大100万円! 中古住宅購入で最大50万円!など



壮瞥町持ち家住宅取得奨励事業補助金

- 1 対象者 町税滞納がなく、5年以上居住することを確約する方
- 2 要件 50㎡以上の独立した住宅の新築、購入（中古含む）
※ただし、移転補償・保険適用は除く
- 3 助成額 取得費の1/10以内
新築・建替 上限70万円(町内業者施工の場合は30万円分の商品券を追加)
中古購入 上限50万円(※3親等以内からの購入は対象外)
- 4 手続き 契約前/利用申込書提出(添付書類:税調査同意書・見積書・平面図・定住誓約書)
転居または登記後1カ月以内/交付申請書提出(添付書類:住民票・登記簿謄本・契約書・領収書)

住宅の新築や中古住宅の購入に使える町の補助金です。



【お問い合わせ先】壮瞥町役場企画財政課企画広報係 (☎0142-66-2121)



壮瞥町空き家整理改修事業補助金

- 1 対象者 町内に空き家を所有している方(町税の滞納がない等の条件あり)
- 2 要件 不動産事業者と媒介委任契約(または第三者と売買契約)して、空き家を売却(または賃貸)する際の不要物(廃棄家具等)の整理や必要最低限の改修費等に対する助成制度
- 3 助成額 整理、改修等に要する経費の2/3以内(上限30万円、下限3万円)
- 4 手続き 契約前/事前に利用申込書提出(添付書類:見積書の写し・税調査同意書・誓約書)
整理・改修後1カ月以内/交付申請書提出(領収証の写し、実施前後の写真、媒介委任契約書の写しまたは所有権移転が確認できる書類)

所有する空き家を第三者に売りたい、貸したい方が活用できます



【お問い合わせ先】壮瞥町役場企画財政課企画広報係 (☎0142-66-2121)



壮瞥町商工会住宅等リフォーム・住環境整備支援事業

- 1 対象者 町内に住民票を有し、所有かつ自ら居住されている方、リフォーム後3年以上居住する方
- 2 対象事業 増改築、バリアフリー化、壁の張替、屋根・壁の塗装、床暖房工事、トイレ・洗面所・浴槽の改修、サッシの取替、給湯器の設置、アスファルト舗装 など
※他の補助金・補償・保険などの対象工事は対象外
- 3 助成額 工事費用が20万円以上30万円未満 → 4万円分の商品券
" 30万円以上40万円未満 → 6万円分の商品券
" 40万円以上50万円未満 → 8万円分の商品券
" 50万円以上 → 10万円の商品券
- 4 施工業者 本町に本店所在地を有する壮瞥町商工会員または工事施工業者として登録している業者
- 5 手続き 商工会または施工業者に備え付けの申請書に必要事項を記載し商工会へ申請してください。
※申請は1申請者、1年1回まで
※添付書類:工事見積書、施工前写真、納税証明書(町税の滞納がないこと)

住宅のリフォームに活用できます。
施工は町内業者限定です。



【お問い合わせ先】壮瞥町商工会 (☎0142-66-2151)

後期高齢者医療制度のお知らせ

～制度の見直しについて～

■均等割の軽減割合が見直しされました

●保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減
33万円	8.5割軽減

【令和2年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減

■均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円＋（28万円×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円＋（51万円×世帯の被保険者数）	2割軽減

【令和2年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円＋（28万5千円×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円＋（52万円×世帯の被保険者数）	2割軽減

■保険料の計算方法（令和2年度）

●保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得－33万円)×10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	---	---	--------------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

●所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

■令和2年度の年間保険料額の例

●単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	令和2年度	前年度比
80万円	7割	15,600円	5,600円増
168万円	7.75割	28,100円	4,700円増
196万円	5割	73,200円	2,600円増
196.5万円	5割	73,700円	12,500円減
219万円	2割	114,100円	4,100円増
220万円	2割	115,200円	5,900円減

●夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	令和2年度	前年度比
80万円	夫妻	7割	15,600円	5,600円増
			15,600円	5,600円増
168万円	夫妻	7.75割	28,100円	4,700円増
			11,700円	4,200円増
224万円	夫妻	5割	103,900円	3,700円増
			26,000円	900円増
225万円	夫妻	5割	105,000円	11,400円減
			26,000円	14,100円減
270万円	夫妻	2割	170,100円	6,100円増
			41,600円	1,500円増
272万円	夫妻	2割	172,300円	3,900円減
			41,600円	8,600円減

■1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

●保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

令和元年度	令和2年度
62万円	64万円

令和2年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階（☎011-290-5601）

壮瞥町役場住民福祉課住民係
（☎0142-66-2121）

Jアラートの情報伝達訓練を行います

令和2年5月20日(水)の11:00ころ

地震や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおりJアラートの情報伝達訓練（試験放送）を行います。皆さまへの情報伝達体制に万全を期するためです。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。当日、防災行政無線から放送される内容は次のとおりです。

放送内容

♪上りチャイム音
「こちらは、ぼうさいそうべつです。」
「これは、Jアラートのテストです。」×3回
♪下りチャイム音



注) ・壮瞥町以外の地域でも、全国で様々な情報伝達手段で試験が実施されます。
・災害の発生状況、気象状況等によっては、試験を中止する場合があります。

【お問い合わせ先】 壮瞥町役場総務課防災係（☎0142-66-2121）

気象台からの防災メモ

危険度分布を活用して大雨災害から身を守る

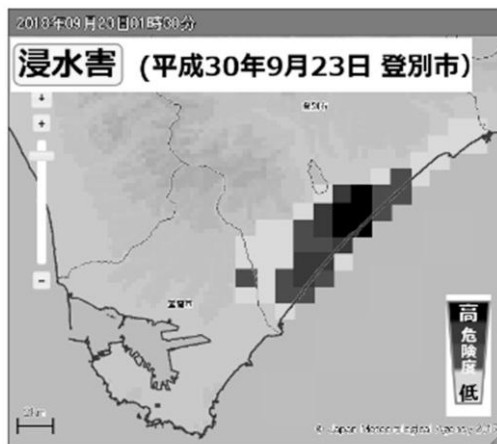
近年、全国各地で自然災害が頻発しています。特に、大雨により「土砂災害」や「浸水害」、「洪水害」などで多くの被害が発生しています。

気象台では、大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、「大雨警報（土砂災害・浸水害）」や「洪水警報」を発表して警戒を呼びかけるとともに、この発表に合わせて実際に地域のどこで危険度が高まっているかが一目でわかる「危険度分布」を気象庁ホームページで提供します。

これにより、例えば大雨警報（浸水害）が発表されたときに、実際にどこで浸水害発生の危険度が高まっているのかが一目で確認できます。

自分の住んでいる地域に、「濃い紫色」や「薄い紫色」が表示された場合に、危険個所にいる場合は避難する必要があります。すでに周りに水が押し寄せるなど、状況によっては避難のための移動自体が危険となることもあります。その時は上の階の部屋や、崖から離れた部屋へ移動することが必要です。

日頃から市や町が配布しているハザードマップや防災マップで自分のまちや住んでいる地域の大雨時に危険となる場所を確認しておくとともに、実際に大雨が予想された際には市や町から発令される避難指示などの情報に従うことはもちろんのこと、「危険度分布」を活用し自らが早め早めの避難を心掛け、大雨災害から身を守るようにしましょう。



色が持つ意味
極めて危険 すでに警報基準を大きく超過した基準に到達
非常に危険 1時間先までに警報基準を大きく超過した基準に到達すると予想
警戒※ (警報級) 1時間先までに警報基準に到達すると予想
注意 (注意報級) 1時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に留意

気象庁ホームページURL：
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

【お問い合わせ先】 室蘭地方気象台 (☎0143-22-4249)

オーロラだよりーすみのれフィンランド留学記(19)



koronavirus (新型コロナウイルス)

Moi ! 今回は世界的に猛威をふるっている新型コロナウイルスへのフィンランドでの対応についてです。フィンランドにおける4月2日時点で確認されている新型コロナウイルス感染者は1,518人です。3月16日の政府の非常事態宣言を受け、学校や図書館等の施設の臨時閉鎖、10人以上の集会の禁止、友達と会うのも避けるようにと指示が出されました。さらにその後首都周辺の一部が閉鎖、海外への渡航が大幅に制限されるなどの対策が取られています。これらの政策は5月13日まで続く予定です。2か月近く学校も休校になってしまったわけですが高校の授業は通常通りのペースで進んでいます。普段の授業からパソコンを使用しているため、様々なアプリやサイトを活用して先生が課題を出し、各自で勉強し提出する、わからない箇所があれば質問する等の環境が整っているのです。学校によっては休校中も希望すれば昼食を受け取ることができます。またリスクが高いお年寄りのために若者が買い物を代行し家のドアまで届けるボランティアもあるそうです。こんな時だからこそ各自が自分にできることをして助け合い、そして家族との時間や家での時間を楽しむことを忘れないでいたいものです。

新人職員紹介

総務課



長友 敏彦

この度、壮瞥町役場の職員として勤務することになりました長友と申します。今まで培ってきた情報通信分野の経験を活かし、様々な業務で発生する課題を一つ一つ解決・改善する事で町民の皆さんや地域行政を支えていきたいと思っております。どうぞご指導ご鞭撻宜しくお願いいたします。

住民福祉課



藤原 里恵

4月より壮瞥町保健センターの職員として勤務させていただいております藤原と申します。人情が厚く自然豊かな壮瞥町で働くことを大変光栄に思っております。町民の皆様のお役に立てるように一生懸命取り組みます。よろしく宜しくお願いいたします。

住民福祉課



松本 由美

4月から壮瞥町地域包括支援センターで勤務させていただいております、松本と申します。地域を歩き、町民の皆様に親しまれるような職員を目指したいと思います。皆様のお役に立てるよう頑張りますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。



森山 未知

今年度よりそうべつ子どもセンターそうべつ保育所で勤務させていただく事になりました森山です。自然いっぱいの魅力ある壮瞥町で勤務でき、大変光栄に思います。子ども達、保護者の皆様、町の皆様に信頼される職員になれるよう、一生懸命取り組んで参りますのでよろしくお願いいたします。

産業振興課



田邊 裕規

4月から道からの派遣で、壮瞥町で勤務させていただくことになりました。田邊と申します。町民の皆様のお役に立てるよう、これまでの経験を活かしながら一生懸命仕事に励んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



山田 和樹

今年度より壮瞥町で勤務させていただいております山田と申します。地域のことを学びながら、町民の皆様のお役に立てるよう、精一杯努めて参りますのでよろしくお願いいたします。

商工観光課



成田 将典

今年度より壮瞥町役場で勤務させていただくことになりました成田と申します。この自然豊かな素晴らしい地域の事を勉強しながら、町民皆様のお役に立てるよう日々の業務に取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

「洞爺湖有珠山ジオパーク 散策マップ〈火山編〉」完成!



洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会では、8つの散策コースを掲載した『洞爺湖有珠山ジオパーク 散策マップ〈火山編〉』を発行しました。

スタートからゴールまでの距離、標高、所要時間（目安）等のほか、洞爺湖周辺の地形図、施設紹介も掲載しています。

ジオパーク案内施設等への配置をすすめています。詳細のお問合せはジオパーク推進協議会まで。

☎ (0142) 74-3015

身近な場所で、散策を楽しもう! 「壮警公園」

『洞爺湖有珠山ジオパーク 散策マップ〈火山編〉』から、おすすめの散策路をご紹介します。



壮警町字東湖畔にある壮警公園は、北海道では珍しい、梅林がある公園です。この公園は、大正15（1926）年に、村立公園として設定されました。

大正8年（1919）年頃から、観光協会の前身である壮警村保勝会によって、桜、楓、栗、松、ツツジ等が植えられ、特に昭和36（1961）年には約2万㎡に及ぶ梅林が整備されました。

洞爺湖に面する公園の斜面からは、羊蹄山、洞爺湖、有珠山、昭和新山といった『火山がつくった景観』の展望が楽しめます。

参考文献：『壮警町史～町政施行50周年記念～』平成25年 壮警町



道の駅そうべつ情報館から、国道453号に沿って西へ。道道2号との交差点で右折。その後、道道132号（湖畔の道路）を進むと「そうべつ公園展望台」の看板があります。道の駅から展望台まで、片道約2.5km。

舗装された道で歩きやすいコースです。野鳥の姿をみかけることも。

車も通るので、通行にはご注意ください。



～散策を楽しむために～

- ・歩きやすい靴を履きましょう。
- ・防寒具・雨具・飲み物があると安心。
- ・草木や花・岩石は取らないで下さい。
- ☆帰宅後、しっかりうがい・手洗いをしましょう!

洞爺湖有珠山ジオパークは、北海道伊達市・豊浦町・壮警町・洞爺湖町の4つの市町の取組です。様々な活動を通して、この地域の大地の魅力をお伝えしています。

小学校にコップ入れ巾着と雑巾を寄贈

3月25日(木)、ボランティアグループあかね会（会長甲野悦子さん）の皆様から、手作りの「コップ入れ巾着」20枚と「雑巾」50枚を寄贈頂きました。

コップ入れ巾着は、初めて学校生活が始まる新1年生に、雑巾は、学校の清掃等で使用するよう壮瞥小学校へ渡されました。

あかね会の皆様、毎年ありがとうございます。



小学校1年生に交通安全のお守りを寄贈



4月3日(金)、商工会女性部（部長毛利美保子さん）の皆様から、手作りの「愛の鈴」19個を寄贈頂きました。

この「愛の鈴」は、交通安全のお守りとして、神社のお祓いを受け、4月に壮瞥小学校に入学する新1年生に渡されました。

商工会女性部の皆様、毎年ありがとうございます。

壮瞥小学校全校児童にマスクを贈呈

4月8日(木)、壮瞥小学校に滝之町在住の佐々木隆子さん（駄菓子屋ゆみちゃん）から全校児童分95枚の手作り布マスクが贈呈されました。

佐々木さんは、なかなかマスクが手に入らない状況から、何か地域の役に立てればという思いで5日間をかけて布マスクを製作され、壮瞥小学校柴田校長からは、「学校再開にマスクの着用が必須条件であり、子どもたちもこのマスクを着用して、安心して登校してほしい」と伝えられました。



壮瞥中学校の生徒がマスクを手作り

4月14日(火)、壮瞥中学校2年生20名が家庭科の授業で自分専用の布マスク作りに取り組みました。材料などはPTAの協力も得ながら用意され、生徒たちは型紙の作成や裁縫などの工程を丁寧に作業し、マスクを完成させました。

学校ではマスク着用で生活していますが、市販のマスクが入手困難なことや、自分自身を守ることと、周囲の人の安全安心に配慮する取組の一環として行われ、全学年で家庭科の授業でマスク作りを行いました。



役場庁舎前の歩道を補修してくださいました

役場庁舎が建設されてから10年余りが経過し、正面の歩道には、ところどころに段差が生じていましたが、来庁された方がつまづいて怪我をしないように、町内の道栄建設株式会社が、地域貢献（社会貢献）の一環として、補修工事を行っていただきました。本当にありがとうございました。

民生委員・児童委員厚生労働大臣特別表彰を受賞されました



高橋 克夫
6期18年
地区担当委員



室 鈴子
5期15年
地区担当委員



高野 律雄
5期15年
主任児童委員

令和元年11月30日に民生委員・児童委員を退任された、高橋克夫さん、室鈴子さん、高野律雄さんが民生委員・児童委員厚生労働大臣特別表彰を受賞されました。

3名の方は15年以上の長期間にわたって、地域の皆さんが安心して暮らせるように、関係機関と連携して問題解決や情報提供など町全体の地域福祉の増進に貢献されたことが認められて、今回の受賞となりました。これまでの功績に敬意を表します。

そうきたか！そうべつ ロゴ入りランドセルカバーと 保育所園児用帽子を贈りました

3月30日(月)、そうきたか！そうべつひろめ隊（堀口正章隊長）より、壮瞥小学校とそうべつ保育所にランドセルカバーと園児用帽子が贈られました。4月から小学校1年生と保育所園児がそれぞれを着用して登校・登所します。

そうきたか！そうべつひろめ隊は町民有志によって構成されており、今回のようなツールの作成やまちのPR活動などを通じて「素敵な田舎」と言われるようなまちづくりの推進を目的とした団体です。ご興味のある方がいましたら、事務局（壮瞥町役場企画財政課企画広報係）までご連絡ください。



まちの ぽつとニューア

ありがとうございました

株式会社出田建設よりいただいた寄附金で、やまびこ図書室・そうべつ子どもセンターの図書を購入しました。購入した図書は地域の子どものために大切に使用させていただきます。ありがとうございました。



5

MAY

お知らせ INFORMATION

INFORMATION

5月歯科救急医療実施について

下記のとおり実施します。 受付時間／9:00～11:00までとなっております。

月 日	診 療 所	所 在 地	電 話
5月 3日	太平洋歯科医院	室蘭市白鳥台5-1-2	0143-59-6464
5月 4日	さとう歯科小児歯科	登別市新生町2-14-1	0143-86-1414
	サン・フィッシュ・デンタル・クリニック	伊達市舟岡町362-18	0142-23-1830
5月 5日	奥村歯科医院	室蘭市母恋北町2-4-12	0143-22-2366
5月 6日	嶋津歯科医院	登別市富士町2-11-10	0143-81-3366
	エルム歯科	伊達市末永町58-61	0142-25-5188
5月10日	徳満歯科医院	登別市登別東町1-18-1	0143-83-3711
	宮内歯科医院	伊達市鹿島町41	0142-23-4812
5月17日	柴田歯科医院	室蘭市中島町1-24-7	0143-44-1022
5月24日	福田歯科クリニック	室蘭市祝津町2-3-1	0143-27-5420
5月31日	金子歯科医院	室蘭市東町4-18-18	0143-44-2621
6月 7日	谷口歯科医院	室蘭市御前水町2-1-16	0143-23-9090

確定申告期限の延長について

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税の申告期限・納付期限を、令和2年4月16日(木)まで延長しています。

これに伴い、振替納税を利用されている方の振替日についても、申告所得税は5月15日(金)に、個人事業者の消費税は5月19日(火)に延長しています。

【申告・納付期限】

対象税目	延長前		延長後
申告所得税	令和2年3月16日(月)	⇒	令和2年4月16日(木)
贈与税			
個人事業者の消費税	令和2年3月31日(火)		

【振替日】

対象税目	延長前		延長後
申告所得税	令和2年4月21日(火)	⇒	令和2年5月15日(金)
個人事業者の消費税	令和2年4月23日(木)		令和2年5月19日(火)

※ 贈与税は振替納税を利用できません。

※ 申告所得税の延納制度利用の場合、延納分の納付期限及び振替日は6月1日(月)です。

◆マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、確定申告会場に出向くことなく、ご自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告(e-Tax)していただくことが可能です。

◆国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、必要な事項を入力して、e-Taxで申告いただければ、医療費の領収書や寄附金の受領証などの書類を提出していただく必要がなく、大変便利です。是非ご利用ください。

◆令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

(還付申告の例)

給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除(ふるさと納税等)・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)により還付を受けられる方など

自動車税種別割の納期限は 6月1日(月)です

自動車税種別割は、4月1日の所有（使用）者に納めていただく道税です。

納税通知書は、5月7日に全道一斉に発送されます。忘れずに納期限内に納めましょう。

クレジット納税が利用できます

インターネットの専用サイトからクレジットカードによる自動車税種別割の納付手続きができます。

※総合振興局やコンビニではクレジットカード納税はできません。

納税後すぐに車検更新をされる場合はクレジットカード納税ではなく、納税証明書が付いた納税通知書で納付してください。

自動車スマイル納税キャンペーン実施中

自動車税種別割を納期限（6月1日）までに納税し、その領収書等を応援店で提示すると、商品の割引やポイントカードの無料発行などの特典サービスを受けることができます。応援店も大幅に増加しております。応援店や特典サービスの詳しい内容は、下記のスマイル納税キャンペーンのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/topics/smilenouzei.htm>

【お問い合わせ先】

納税通知書（税額・住所変更など）について／

札幌道税事務所自動車税部

☎011-746-1190・1191

納税相談について／

胆振総合振興局納税課 ☎0143-24-9584

壮瞥町選挙管理委員会からのお知らせ

選挙人名簿の登録について

○転入・転出等異動の時には必ず届出をしましょう

選挙人名簿は選挙権のある人をあらかじめ登録しておく公簿です。

選挙権のある人でもこの選挙人名簿に登録されていなければ、投票することはできません。

選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に基づいて行われていますので、転出、転入等異動があった場合は、必ず市町村役場に届け出てください。

○登録の資格要件

選挙人名簿の登録は、市町村の選挙管理委員会が行いますが、次の要件を満たしている人が登録されます。

- ・日本国民で年齢が満18歳以上であること。
- ・登録基準日現在、住民票が作成された日（転入届をした日）から引き続き3ヵ月以上住民基本台帳に記録されていること。

○登録の時期

・定時登録

毎年3月、6月、9月、12月の1日を基準日として、上記登録資格のある人を各月の同日に登録します。

・選挙時登録

選挙の都度、登録の基準日・登録日を定めて登録します。

○登録の抹消

次の場合には登録の抹消が行われます。

- ・死亡または日本国籍を失ったとき
- ・他の市町村に住所を移して4ヵ月を経過したとき

【お問い合わせ先】

壮瞥町選挙管理委員会 ☎0142-66-2121

町長の資産等の閲覧について

政治倫理の確立のための壮瞥町長の資産等の公開に関する条例に基づく資産等報告書については、下記のとおり閲覧することができます。

◆閲覧開始日 6月1日(月)

◆閲覧時間 8:45～17:30（閉庁日は除きます。）

◆閲覧場所 壮瞥町役場総務課

INFORMATION

お知らせ

INFORMATION

特定利用券（令和2年度分）
交付のご案内

【特定利用券とは】

ゆーあいの家、久保内ふれあいセンター、仲洞爺来夢人の家のお風呂に、割引料金（大人は1回130円、子どもは1回70円、幼児は1回40円）で入浴できる券です。

毎年対象者1人につき、30回分の特定利用券を交付しています。

交付対象者／年齢が65歳未満で、令和2年3月31日以前より町内に住まわれている次の方々を対象です。

- ①生活保護法に規定する扶助等を受けている方
- ②母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定するひとり親家庭の方
- ③障害者基本法に基づく障害者手帳等の交付を受けている方

※65歳以上の方には、特定利用券と同じ効力のある「特定利用証」や「敬老福祉証」が交付されます（こちらの申請については、個別に郵送でご案内いたします）。

申請方法／保健センターの窓口で印鑑をお持ちの上お越しいただき、申請願います。

【お問い合わせ先】

壮瞥町保健センター（☎0142-66-2340）

INFORMATION

狂犬病予防注射延期の
お知らせについて

毎年、5月中旬に狂犬病予防注射を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止の観点から、7月以降に日程を延期させていただきますので、お知らせいたします。日程が決まりましたら、改めて、広報等でお知らせいたします。

【お問い合わせ先】

壮瞥町役場住民福祉課（☎0142-66-2121）

INFORMATION

くらしの無料相談会を開催します

相続の手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。相談のある方は事前に予約して下さい。

日時／令和2年5月22日（金） 午後1時～午後3時30分（隔月1回第4金曜日開催予定）

場所／地域交流センター山美湖 1階 小会議室

申込み／窪田行政書士事務所（☎0142-82-3226）

主催／北海道行政書士会室蘭支部

【お問い合わせ先】

壮瞥町役場住民福祉課（☎0142-66-2121）

INFORMATION

自衛官候補生、一般曹候補生募集中

募集種目	資格	受付締切	試験期日	採用時期
自衛官候補生	18歳以上 33歳未満の 男女	令和2年 5月22日	時期未定	令和3年3月末 ※上記のほかに設定する場合があります。
一般曹候補生		令和2年 5月15日	時期未定	令和3年3月末
お問い合わせ お申し込み先 資料・志願票等の 請求先	〒050-0083 室蘭市東町2丁目21-12 石井ビル1階 防衛省自衛隊札幌地方協力本部 室蘭地域事務所 (☎0143-44-9533)			

無料法律相談を開催しております

無料法律相談を毎月実施しております。お困りごとなどありましたら、ぜひご利用ください。

相談を希望される方は、事前予約が必要となりますので、下記申込期限までに役場住民福祉課までお申し込みください。

開催日	担当弁護士	申込期限
令和2年 5月14日(木)	本 間弁護士(北海道みらい法律事務所)	令和2年 5月 8日(金)
令和2年 5月28日(木)	増 川弁護士(北海道みらい法律事務所)	令和2年 5月22日(金)
令和2年 6月11日(木)	奈 良弁護士(奈良法律事務所)	令和2年 6月 5日(金)
令和2年 6月25日(木)	林弁護士(伊達噴火湾法律事務所)	令和2年 6月19日(金)
令和2年 7月 9日(木)	高 村弁護士(むろらん法律事務所)	令和2年 7月 3日(金)

※担当弁護士については、都合により変更になる場合があります。

相談時間／10:30～12:00 (1人30分程度 3名まで) 場所／地域交流センター山美湖 1階小会議室

予約／事前予約制 (定員になり次第締切)

【申込み・お問い合わせ先】 壮瞥町役場住民福祉課住民係 (☎0142-66-2121)

※新型コロナウイルス感染拡大防止から中止になる場合があります。

住民基本台帳の閲覧に係る公表について

住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、調査研究機関等から閲覧の申し出により閲覧をさせましたので、住民基本台帳法第11条の2第12項の規定に基づき次のとおり閲覧状況をお知らせします。

○閲覧状況

- ・閲覧申出者① 自衛隊札幌地方協力本部
室蘭地域事務所
- ・利用目的の概要 自衛官募集
- ・閲覧に係る住民の範囲
平成 9年4月2日～平成10年4月1日生まれの男子
平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの男女
平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの男子
※いずれも日本人住民
- ・閲覧年月日 令和元年5月21日
- ・閲覧申出者② 中央調査社苫小牧支局
- ・利用目的の概要 「令和元年度土地問題に関する国民の意識調査」実施に係る対象者抽出
- ・閲覧に係る住民の範囲
滝之町地区にお住まいの20歳以上の日本国籍を有する男女個人 (令和元年10月23日現在)
- ・閲覧年月日 令和元年10月24日
- ・閲覧申出者③ (株)日本リサーチセンター
- ・利用目的の概要 「生活意識に関するアンケート調査」(第82回) 対象者抽出

・閲覧に係る住民の範囲

字滝之町地区にお住まいの20歳以上の日本国籍を有する男女個人 (令和2年3月15日現在)

・閲覧年月日 令和2年3月18日

.....
なお、不明な点等がありましたら、壮瞥町役場住民福祉課住民係 (☎0142-66-2121) へお問い合わせください。

戸籍のまどから

(令和2年3月16日～令和2年4月15日)

■人のうごき

◆お悔やみ申し上げます

松浦 博信さん (72歳) 【南久保内】
近江 國男さん (84歳) 【南久保内】
宗前 雄司さん (55歳) 【南久保内】
藤井 敬子さん (86歳) 【橋口二】
近藤 信子さん (89歳) 【仲洞爺】

■3月の人口動態 (外国人含む) ■

総人口 2,469人 (△23)
男 1,160人 (△15)
女 1,309人 (△ 8)
世帯数 1,331戸 (△ 9)
※3月末現在 () は前月差

死亡事故ゼロ103日

— 人身交通事故発生状況3月分 —

発生 0件 (1件)
死者 0名 (0名)
負傷 0名 (1名)

※3月末現在 () は令和2年1月1日からの累計

2020年度 NPO法人そうべつ地遊スポーツクラブ

クラブ会員の
募集について

NPO法人そうべつ地遊スポーツクラブは今年で設立10周年を迎えます！今年度も会員を募集し、スポーツ活動を中心に10周年記念イベントなどを開催してたくさんのスポーツ交流を実施する予定です。今年度も皆さまのご参加をお待ちしております。

『定期活動』

【ジュニアスポーツクラブ】(6月から予定)

対象：小学校3～6年生

場所：壮瞥小学校体育館、グラウンド(予定)

【そうべつアスリートクラブ】(活動中)

対象：小学校4年生～中学生

場所：壮瞥中学校グラウンド、体育館

【パークゴルフ】(6月から予定 月1回)

対象：シニア会員向け

場所：壮瞥町パークゴルフ場

※定期活動への参加は会員登録が必要です。



『スポーツイベント』

- サマーキャンプ 7月下旬
- ヨット体験 8月初旬
- ソフトボール大会 8月下旬
- 地遊スポフルーツマラソン大会 9月下旬
- オロフレトレイルラン 10月初旬
- スポーツ鬼ごっこ大会 11月23日
- 地遊スポ交流忘年会 12月下旬
- 冬期英数塾(学習サポート) 12月
- スキーツアー 1月・2月・3月
- スノーシューツアー 1月・2月



会員登録チラシは学校を通じて児童生徒へ配布します。一般、シニア会員については教育委員会などでチラシを配布しておりますのでお気軽にお問い合わせください。

【年会費及び入会申込書提出、その他問い合わせ先】

- クラブマネージャー加藤(☎080-6068-3352)
- 壮瞥町教育委員会(☎0142-66-2131)

※新型コロナウイルス感染症の状況により定期活動やイベントは中止または延期になる場合があります。

社会体育施設の開放等に係るお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、社会体育施設の開放等を下記のとおりいたします。利用者の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、町内での感染者発生を防ぐため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

壮瞥中学校プール	今年度の一般開放を中止
学校体育施設・総合グラウンド	5月31日(日)まで休館(開放延期)

※感染拡大の状況によって、さらに開放開始日が変更になる場合があります。

※団体での使用をご希望の際は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】教育委員会スポーツ振興係(☎0142-66-2131)

やまびこ図書室

☆地域交流センター図書室
開館日・時間

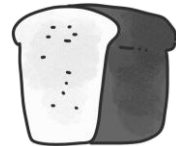
①月曜日：9時～17時
②火曜日～金曜日：9時～18時
③土曜日～日曜日、祝祭日：13時～18時
※5月4日(月)は、休館日です。

☆図書分室 開館日・時間

木曜日：13時～16時



～こどもの読書週間～ 「絵本のパン屋さん」展



子どもたちに大人気の「アンパンマン」を生み出した作家やなせたかしさんが、2019年2月6日に生誕100年を迎えました。図書室では、こどもの読書週間に合わせて、アンパンマンの絵本やおいしそうなおパンが登場する絵本を展示しています。ぜひ絵本の世界のパンを楽しんでみてください。



展示期間：5月31日(日)まで

※3月に臨時休館があったため、3月号の広報でお知らせした展示期間から変更しています。



～絵本の世界には、こんなパン屋さんがありました～



「くまのがっこう ジャッキーのパン屋さん」

絵：あだちなみ 文：あいほろひろゆき

バザーのひ、くまのこたちは、おいしいパンやさんをひらこうと、きめました。みんなでグズベリーやラズベリー、あまいミツ、おおきなかぼちゃ、しぼりたてのミルクなどをあつめます。さて、どんなパンがやけたのでしょうか。



「そうのびっくりパン屋さん」 作：nakaban

森の中のパン屋さんで、そうのスポンジさんがパンをやっています。スポンジさんは、そとへでて、おおきなみどりのたまをころがしはじめました。森の動物たちは不思議そうについていきます。



「しんかんくんのパン屋さん」 作：のびみ

しんかんくんは、かんとろうと一緒に幼稚園に通っています。幼稚園でパンを作ることになりましたが、しんかんくんは上手に作れません。かんとろうがてつだってくれて、かんせいしたパンは…。

5月の展示

アイヌ文化を知る本



「アイヌ文化で読み解く「ゴールデンカムイ」

著：中川 裕

アイヌとはいかなる人々なのか？言語・物語や信仰から食生活まで、文化のエッセンスを大人気漫画を題材に解説した、決定的入門書。

「知里幸恵物語」 著：金治直美

アイヌの人たちによって語りつがれてきた物語「アイヌ神謡集」。その日本語訳完成直後に19歳で亡くなった知里幸恵。アイヌ文化を守ろうとした生涯を描いています。



～5月末まで、図書室入口にて展示しています。～



わたしのオススメ本

★タイトル「ズッコケ三人組」 著：那須正幹

青春、思い出、後悔、懐旧、羨望、友達、未来…。様々なキーワードが皆さんの頭に出てくると思います。これから、小学校6年生になる人、すでに、小学校6年生をおえた人、今、小学校6年生の人、みんなで小学校6年生になる事ができる、そんな1冊です。



★タイトル「占星術殺人事件」 著：島田荘司

「名探偵が奇抜なトリックを推理し、犯人を暴く」そんな非日常な世界にあなたを連れていきます。作者は日本のゴッド・オブ・ミステリー！と呼ばれています。そんな作者の世界観にどっぷりとつかってください。



【オススメ者：アガサさん】

ポピーの会員を募集しています！

ポピーの会は、読み聞かせ・本の整理・装飾作り・図書室イベントの協力・図書フェスティバルの運営協力などの活動をしています。好きな日に好きな時間で活動でき、誰でも参加できるので、気軽にご参加ください。

お問い合わせは図書室まで。

【図書室・教育委員会 ☎66-2131】



新着図書リスト

～一般書～

『ひとりりでよめたよ！幼年文学おすすめブックガイド200』『わたしのシベリア抑留』『事典日本の年号』『3000年の叢智を学べる戦略図鑑』『アフガニスタンの診療所から』『老人ホームに恋してる。』『Dr.夏秋の臨床図鑑虫と皮膚炎』『医者よ、信念はいらぬ命を救え！』『天、共に在り アフガニスタン三十年の闘い』『ゼロ・ウェイスト・ホーム』『未来を変える目標 SDGs アイデアブック』『男コピーライター、育休をとる。』『真鍋博の植物園と昆虫記』『最高の任務』『背高泡立草』『幼な子の聖戦』『発注いただきました！』『デッドライン』『かわたれどき』『つくもがみ笑います』『猫君』『音に聞く』『イマジン？』『クスノキの番人』『十字架のカルテ』『流人道中記 上・下』『火山はめざめる』

～児童書～

『10歳の質問箱』『知っていますか？SDGs』『旅でみる世の中のしくみ大図解』『しごとば やっぱり』『赤ちゃんはどこからくるの？』『「もしも」のときに役に立つ！防災クッキング』『ふしぎの図鑑』『恋するいきもの図鑑』『食品ロスの大研究』『歴史を変えた50人の女性アスリートたち』

～えほん～

『みらいのえんそく』『うちゅうじんはいない！』『ほら、ここにいるよ このちきゅうでくらすためのメモ』『はしれ！みんなのSL』『ようかいむらのじごくえんそく』『春がきたよ、ムーミントロール』『おやくそくえほん』



滝の川

壮警駐在所
☎66-2110
久保内駐在所
☎65-2374

狙われています!あなたの車!



車上ねらいが連続発生しています!

今年に入り、伊達警察署管内では、車上狙いが連続して発生しており、壮警町内でも油断はできません。被害に遭わないために、

- ・車内に貴重品やバッグを放置しない。荷物があれば狙われます。
- ・少しの時間であっても、必ず車のドアロックをする。
- ・ドライブレコーダー、警報装置等の防犯機器を設置することをお願いします。

新型コロナウイルス便乗犯罪に注意!

道内でも新型コロナウイルスに関連した犯罪の手口が確認されています。

●フィッシングに関する手口

マスクを無料送付する旨の、偽のショートメールから、宅配業者をかたつたフィッシングサイトに誘導される。

●悪質なショッピングサイトに関する手口

マスク販売の偽のサイトが出現。代金を払っても商品が届かなかったり、個人情報やクレジットカードの情報等を盗まれる可能性があります。

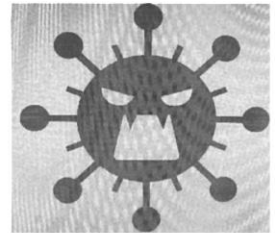
●不審電話、不審メール

警察や厚生労働省をかたり、個人情報を聞き出そうとする。

●詐欺電話

水道事業者を名乗り「お宅の水道管からコロナウイルスが見つかった。除去するのに20万円かかる」との電話があった。

おかしいと感じたら、必ず家族や警察に相談してください。



山菜採りによる事故防止

山菜採りに伴う遭難事故を防止しましょう。

【山菜採りの心構え五箇条】

- 行き先を家族に知らせましょう。
- 単独での入山は控えましょう。
- 目立つ色（明るい色）の服を着て出かけましょう。
- 携帯電話（必携です）や笛、ラジオ、非常食、テープ（目印）、懐中電灯を忘れずに持ちましょう。
- 迷ったら動き回らず、落ち着いて行動しましょう。

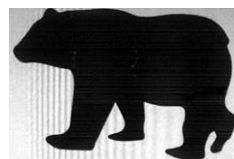


熊出没注意!

山菜採りシーズン到来!

熊シーズンも到来!

毎年、この時期には、全国各地で熊が目撃されています。山菜採りで山に入る場合は、鈴やラジオを持つなどの



熊対策をして、熊のフンがあったり、熊の気配がしたら、すぐに山を下りてください。

伊達警察署のホームページは、[札幌方面伊達警察署](#) で検索してください

クリック

こちら消防です ダイヤル 119番

5月号の広報テーマ「林野火災の防止」

西胆振行政事務組合

119番通報時のお願い

119番通報は

「おちついて」「ゆっくり」「はっきりと」!

スムーズな消防活動に、ご協力をお願いします。

◇119番通報と心構え◇

□電話をかけた目的をはっきりと伝えてください。

「火事です!」「救急です!」「交通事故です!」

□来てほしい場所を伝えてください。

(例: 何町、何番地、マンション名や階層、部屋番号、世帯主名、隣家の名前や近くの目標物等)

○火事の場合

何が燃えているか、逃げ遅れの有無、初期消火を行い成功・失敗したか等。

○救急や事故の場合

氏名、年齢、性別、意識の有無、怪我や病気の状態、事故の人数、事故詳細等。

◇携帯電話からの通報◇

□携帯電話からも市外局番なしの119番で通報できます。

□GPS機能をONにしておくことにより、消防で位置情報を取得できます。

□場所が不明な場合や、より詳細な内容を確認するため、消防から折り返し電話をすることがありますので、電話に出られるようにしてください。

◇その他◇

□西胆振行政事務組合では、伊達市にある消防指令センターで、119番通報の一括受信を行っていますので、必ず「何市、何町」からの通報かをお伝えください。

□消防署又は支署に通報しても対応可能ですが、直接119番に通報した方がより迅速に対応することができます。できる限り、通報は119番通報を使用しましょう。

□119番は専用電話ですので、お問い合わせ等には応じられません。該当署所の代表電話番号へ掛けるようお願いいたします。

【問合せ先】

西胆振行政事務組合伊達消防署壮警支署

☎0142-66-2119

西胆振行政事務組合管内での災害情報について

西胆振行政事務組合管内で発生した災害情報を、あらかじめ登録された携帯電話やパソコンに、電子メールで「火災や救助、住民生活に支障が生ずる自然災害」の情報を配信しています。

登録方法の詳細については、西胆振行政事務組合のホームページでご確認ください。

また、災害情報ダイヤル23-7171でも確認可能です。119番や消防本部、署所代表電話への問い合わせは災害対応中のため控えるようお願いいたします。



林野火災に注意

林野火災は、空気が乾燥する春先に多く発生しています。その原因は、たき火やタバコの不始末などで、そのほとんどが不注意によるものです。

林野火災を出さないために、火の取り扱いには十分注意するようお願いいたします。

壮警支署人事異動について

令和2年4月1日付け、人事異動についてご紹介いたします。

支 署 長 松本正義 (伊達消防署警防課長補佐)

予防係主査 太田 傑 (伊達消防署予防係主査)

どうぞよろしくようお願いいたします。

3月分 救急件数・火災件数

救急件数 24件 (累計 86件)

火災件数 0件 (累計 0件)

() 内は令和2年1月1日からの累計

“ひとつずつ いいね! で確認 火の用心”

保健センターだより
保健センター
☎66-2340

すまいる



婦人科検診について (乳がん・子宮がん検診の隔年受診について)



今年度の検診より、壮瞥町では、乳がん・子宮がん検診を2年に1度の受診間隔に変更することにしました。昨年度までは、毎年検診を受診できましたが、国が推奨している2年に1回の受診を取り入れることとなりました。対象年齢は乳がん検診35歳以上、子宮がん検診20歳以上と変更はありません。

乳がん

乳がんの罹患者数はここ20年で、2.6倍と明らかに増加の一途をたどっています。乳がんは40歳代に罹患し、50代の働き盛りの年代で死亡率が最も多くなっています。近年は30人に1人の割合で乳がん罹患する可能性があります。

乳がんでの死亡を減少させるには、早期発見・早期治療することがとても重要です。乳がんは、自己触診で発見することもできるがんですが、より小さなしこりやしこりを作らないがんもあり、それを見つけるには、マンモグラフィ検査が有効となります。

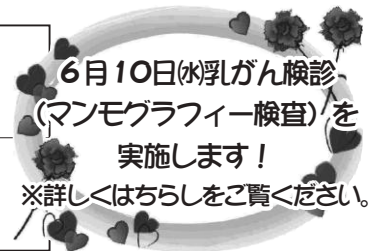


子宮頸がん

子宮頸がんは、近年、若年層で増加しており、20歳代後半から増加し、40歳代でピークを迎えます。子宮頸がんの原因となるHPV(ヒトパピローマウイルス)の感染から5~10年以上かかってがん細胞が増殖すると言われています。子宮頸部の細胞が前がん状態や浸潤を始めたころには自覚症状が出ないことが多く、症状がでたころには、病気が進んでしまっていることが多くみられます。子宮頸がんの死亡率減少には、子宮頸部細胞診が極めて有用であり、それと共にHPV検査、内診を行い、異常な細胞が見つかった場合にコルポスコープ検査を実施し詳しく検査をします。

令和2年度は、生まれ月が偶数月の方が対象となります

令和2年度の 対象者	誕生月が「 偶数月 」生まれの方 (2・4・6・8・10・12月)
対象年齢	子宮がん検診は 20歳以上 乳がん検診は 35歳以上 (国の指針は40歳以上)



※令和2年度は、救済処置として、奇数月生まれ(1・3・5・7・9・11月)の方で令和元年度に乳がん子宮がん検診を受診していない方も検診受診を可能といたします。

がん検診を2年に1度受け、早期発見に努め、安心を手に入れましょう。

ご不明な点がございましたら、保健センター健康づくり係(☎0142-66-2340)までお問合せください。

保健師 毛利ひとみ

月の予定
(祝日・年末年始は除く)

健康相談日 (月~金 9:00~17:00)

健康や栄養に関する相談を受け付けております。お気軽にご相談ください。

運動器具開放 (月~金 9:00~17:00)

保健センターには運動器具を置いています。利用状況を事前に確認の上、お気軽にご利用ください。

母子健康手帳交付 (月~金 9:00~17:00)

事前にご連絡の上、お越しください。



令和2年
5月

まちのカレンダー

▶家庭において、見やすいところに掲示してご利用ください。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
					1	2 汲み取り業務休止 コミュニティタクシー 運行休止
3 憲法記念日 汲み取り業務休止 コミュニティタクシー 運行休止	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7 定期予防接種(BCG以外) そうべつ温泉病院 11:00~11:30/15:30~16:30 図書分室開放日 13:00~16:00	8 定期予防接種(BCG) インター通り小児科 15:00~16:00	9
10	11	12 資源ごみ(古紙類)回収日	13 定期予防接種(BCG以外) そうべつ温泉病院 11:00~11:30/15:30~16:30 資源ごみ(容器類)回収日	14 図書分室開放日 13:00~16:00 無料法律相談 山美湖1階 小会議室 10:30~12:00 p30	15	16
17	18 乳幼児健診 保健センター 12:30~	19 資源ごみ(古紙類)回収日	20 結核・肺がん検診 定期予防接種(BCG以外) そうべつ温泉病院 11:00~11:30/15:30~16:30 資源ごみ(容器類)回収日	21 図書分室開放日 13:00~16:00	22 くらしの無料相談会 山美湖1階 小会議室 13:00~15:30 p29	23 燃やせないごみの日 大型ごみ回収日
24	25	26 献血 役場 10:00~ そうべつ温泉病院 14:40~	27 定期予防接種(BCG以外) そうべつ温泉病院 11:00~11:30/15:30~16:30 資源ごみ(容器類)回収日	28 定期予防接種(BCG以外) そうべつ温泉病院 11:00~11:30 ※午前中のみ 図書分室開放日 13:00~16:00 無料法律相談 山美湖1階 小会議室 10:30~12:00 p30	29	30
31	6/1	6/2 資源ごみ(古紙類)回収日	6/3 定期予防接種(BCG以外) そうべつ温泉病院 11:00~11:30/15:30~16:30 資源ごみ(容器類)回収日	6/4 図書分室開放日 13:00~16:00	6/5	6/6

※時間帯の横にページ数が入っているものは、詳細情報が広報「そうべつ」に掲載されています。

収集地区		燃やせるごみ		資源ごみ		
		週2回	月1回	生ごみ 週2回	古紙類	容器類
A	久保内、上久保内、南久保内、蟠溪、幸内、弁景、滝3、滝4、ほくと団地、壮瞥温泉、滝之上	月・木曜日	23日		月・木曜日	5日 19日 6/2日
B	仲洞爺、東湖畔、立香、しらかば団地、滝之町(滝3、滝4、ほくと団地を除く)	火・金曜日		火・金曜日		



町民の皆様へ

政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「緊急事態宣言」を発出し、北海道においては、4月8日から5月6日までを「集中対策期間」としてこれまで取り組んできたことを確認し、徹底することとしております。

北海道内では、2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続し、町民生活に大きな影響を及ぼしており、これまで経験したことのない極めて異例な事態に強い危機感を抱いております。

これまでのところ、本町では、学校の休業や各種行事、イベントの中止、延期等といった行動自粛に町民の皆様のご理解とご協力を得られたことなどから、現段階で感染者は確認されておりませんが、入国規制や外出自粛要請などにより、観光業・飲食業等を中心に甚大な影響を受けております。

町では、その対策として、

・国会議員や北海道への要望活動

・北海道や関係機関との連携強化と国、北海道等の情報収集

・町内事業者の皆様には、影響の的確な把握と支援制度を紹介

・飲食業者支援のため、町・教職員等による弁当購入の奨励などを実施してまいりました。

こうした取組に加え、深刻な影響を受けている事業者や町民の皆様を対象に、緊急対策として、国の対策に加え、町の独自事業で「生活支援・緊急経済対策」を実施し、町民の皆様とともに目的と心をつにして、この難局を乗り越えていく所存です。右欄をご参照ください。

全道、全国各地の状況を見ても全く油断はできない状況であり、今後も気を緩めることなく、全町をあげて感染対策に全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様には三つの蜜（密閉・密集・密接）を避けるなど、高い危機感を持ち、手洗いや咳エチケットの徹底等、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。自宅で、ご家族と共にする時間が多くなることと思っておりますが、平穏な日常が1日でも早く戻ることを願い、どうか穏やかに過ごしてください。

令和2年5月1日

壮瞥町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 壮瞥町長 田鍋敏也

新型コロナウイルス感染症対策壮瞥町独自施策 生活支援・緊急経済対策（第1弾）

町では、新型コロナウイルス感染症の影響で、深刻な影響を受けている町民・事業者の皆様を対象に、町の独自施策を実施します。概要をお知らせします。

○ 商工業振興緊急対策事業

町内の事業者が目的の一つにして、感染拡大防止及び経済対策を実施するため、町が商工会に補助金を交付し、商工会の組織力の向上と会員等の事業継続と経営安定を図るものです。

対象事業者の方には、商工会が後日、連絡します。

・実施主体：壮瞥町商工会

・受付期間：令和2年5月8日から6月30日（予定）

・対象者：商工会正会員または新たに商工会に加入することが確実な方

・助成額

基本額：会員のうち法人は20万円 個人事業主は15万円
加算額：売上の減少が対前年20%以上の方を対象に2段階で加算

【お問い合わせ先】 壮瞥町商工会 ☎66-2151
壮瞥町役場商工観光課 ☎66-4200

○ 感染防止緊急対策事業

町内医療機関、福祉施設等に、感染防止を万全にさせていただくため、マスクや消毒液等の購入費の一部を補助します。対象事業者の方には、町から後日、ご連絡します。

・医療機関及び老人介護施設：1施設40万円

・障がい者福祉施設：1施設20万円

その他、保育所、小中高校の子どもたちのための衛生資材を町が購入することとしております。

【お問い合わせ先】 壮瞥町保健センター ☎66-2340

○ 上下水道料金の減免

宿泊施設及び飲食、観光・土産店を営んでいる事業者を対象に3カ月間免除します。

※対象事業者の方には、町から申請書類を送付します。

【お問い合わせ先】 壮瞥町役場建設課上下水道係 ☎66-2121

○ 町営住宅家賃の減免

収入が著しく減少するなど、やむを得ず家賃の支払いが困難な方を対象に家賃減免の制度をご利用いただける場合があります。

・減免額：条則に基づき、収入に応じ、家賃の10%から50%を減免

・手続き：申請書及び収入が減少したことを確認できる証明書等の書類が必要です。

※申請時の収入によっては、減免されない場合があります。

【お問い合わせ先】 壮瞥町役場建設課建築住宅係 ☎66-2121

特産品開発支援事業補助金募集

一個人や一団体でも活用できる補助金で、皆さんの特産品開発にけるチャレンジ精神を応援します。

○ 補助要件

(1) 補助対象者

町内に事業所の所在を有する法人、その他団体または町内に住所を有する個人で、以下の全てに該当する方。

① 壮瞥町で農林水産業又は商工業の事業を行っている方、もしくは新規に行う方

② 同一年度内にこの補助制度を使用していない方

(2) 補助率

補助対象経費の1/2以内

(3) 補助金額

上限100万円



○ 補助対象経費

(1) 特産品開発推進事業

① 特産品開発に向けた人材育成に要する経費

（例：研修会講師謝金、研修会参加負担金、資料購入費等）

② コンクール及び試食会、各種イベントへの参加費用

（例：原材料費、副資材購入費、イベントへの参加費等）

(2) 特産品開発実施事業

① 特産品及びそのデザイン開発、改良に要する経費

（例：デザイン開発料、広告宣伝費、成分分析費等）

② 特産品の流通及び販路開拓に要する経費

（例：機器のレンタルリース料、技術コンサルタント委託料等）

○ 募集期間：5月7日（木）～5月29日（金）

※予算の範囲内において残額がある場合は継続して募集します。

【お問い合わせ先】

壮瞥町役場商工観光課商工観光係 ☎66-4200

運転免許証 更新時講習の休止について

○ 更新手続きについて

更新業務を令和2年4月19日から全て休止しております。有効期限が迫っている方は、有効期限の延長措置（下記参照）により対応します。

※今後の講習開催時期については未定です。再開が決定したら、伊達警察署に予約後、講習の受講をお願いします。

○ 有効期限の延長措置について

伊達警察署で、土曜、日曜、祝日、年末年始を除く平日の午前8時45分から午後5時まで。

※同居の親族（委任状は不要。代理人の身分証明書の提示が必要です。）及び委任された者（委任状の提出及び代理人の身分証明書の提出が必要です。）による代理人申請も可能です。

※郵送による申請の方法もありますので、詳しくは警察署までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

伊達警察署交通課 ☎22-0110

壮瞥町起業化促進補助金募集

町では、壮瞥町において新たに事業活動を行う方や新規分野での事業活動を行う方を対象とした「壮瞥町起業化促進事業」について、次のとおり募集します。

○ 対象者

町長が認定した起業化計画を実行する個人、団体及び中小企業者。ただし、新規の事業活動開始後3年間を経過していない方
※本奨励金の交付を受けるにあたり、起業化計画を作成、提出をいただき審査委員会で審査を行います。

○ 奨励金の額

(1) 補助率：補助対象経費の1/2以内

(2) 補助額：上限額100万円

○ 対象経費

(1) 工事請負費：建物等の建築、改築費（造成・整地は除く）

(2) 財産購入費：1品20万円以上の機械・器具・事業専用車両購入費

※事業専用車両とは商工業専用の設備を有した特殊な車両とし、専ら日常生活用と思われる車両は対象外です。

(3) 委託料：工事設計費

○ 募集期間：5月7日（木）～5月29日（金）

※予算の範囲内において残額がある場合は継続して募集します。

【お問い合わせ先】

壮瞥町役場商工観光課商工観光係 ☎66-4200

特定計量器定期検査の延期について

本年度は、隔年5月に実施しております「特定計量器定期検査」の実施年ですが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「緊急事態宣言」の発令を受け、延期とさせていただきます。今後の日程等については、改めてご連絡いたします。

※特定計量器定期検査とは、計量法により、商店・農家・学校・工場などで「取引」「証明」等に使用される計量器（はかり・分銅・おもり）を特定計量器といい、2年に1度の定期検査が義務付けられています。



【お問い合わせ先】

壮瞥町役場商工観光課商工観光係 ☎66-4200

子育て支援センター“げんき”の休所について

5月の子育て支援センター“げんき”は、「新型コロナウイルス感染症拡大防止」のため、休所となります。ご理解、ご協力をお願いいたします。1日も早く再開の報告ができますよう祈っております。

【お問い合わせ先】

そうべつ子どもセンター ☎66-2452

国民健康保険・後期高齢者医療 加入中の被用者の方へ

～新型コロナウイルス感染症の傷病手当金について～

新型コロナウイルスへの感染や感染疑いのため仕事を休み、その間給与等が支払われない、または減額されたとき、「傷病手当金」を受け取れることがあります。

○支給要件

- (1) 新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと
 - (2) 連続する3日間を含み4日以上休んでいること
 - (3) 休んだ期間について給与等がもらえないこと
- ※給与が支払われている場合も、その金額が傷病手当金より少ないときは、その差額が支給されます。

○支給額

直近の継続した3カ月間の
給与収入の合計額 ÷ 就労日数 × 2 / 3 × 支給対象日数
※支給には申請が必要です。詳細は壮警町役場住民福祉課住民係までお問い合わせください。後期高齢者医療にも同様の制度がありますので、併せてお尋ねください。

【お問い合わせ先】

壮警町役場住民福祉課住民係 ☎66-2121

献血にご協力ください

移動献血車「ひまわり号」が壮警町に来ます。



医療に必要な血液の確保は、皆さま一人ひとりの献血運動に対するご理解とご協力に支えられています。日程と時間、会場は次のとおりです。町民の皆さまの献血へのご協力をお願いいたします。

○5月26日(火)

- ・10:00～11:45 壮警町役場前
- ・13:00～14:00 壮警町役場前
- ・14:40～16:00 そうべつ温泉病院

【お問い合わせ先】

壮警町保健センター ☎66-2340

住民福祉課会計年度任用職員 (事務補助)の募集について

- 受験資格**:原則として町内在住の健康な方で、パソコンの基本的な操作を行える方。
- 応募方法**:任意の履歴書に写真を貼付し、令和2年5月13日(水)までに壮警町役場住民福祉課住民係へ提出してください【郵送可】。
- 面接等**:面接の日時及び会場については追ってご連絡します。
- 任用通知**:面接後1週間以内に任用の可否についてご連絡します。
- 採用条件**:種別・会計年度任用職員
- 勤務場所**:壮警町役場
- 職種等**:事務補助員(特別定額給付金に関する業務等)
- 任用期間**:採用の日から4カ月間(最長、令和2年9月30日まで)
- 勤務時間**:週20時間未満または4週を平均して20時間未満
- 採用人数**:若干名
- 賃金**:時間給916円

【お問い合わせ先】

壮警町役場住民福祉課住民係 ☎66-2121

そうべつ子どもセンター職員の募集について

- 受験資格**:保育士資格を有する方または資格取得見込みの方
- 応募方法**:会計年度任用職員採用試験申込書に写真を貼付し、令和2年5月20日(水)までに壮警町役場住民福祉課またはそうべつ子どもセンターへ提出してください【郵送可】。
- 面接等**:面接の日時及び会場については追ってご連絡します。
- 任用通知**:面接後1週間以内に任用の可否についてご連絡します。
- 採用条件・職種・賃金等**:
 - ①**会計年度任用職員**(月額給・週35時間以下または4週を平均して35時間以下):
 - ・保育士1名(月額192,100円)
 - ②**会計年度任用職員**(時間給・週20時間未満または4週を平均して20時間未満):
 - ・子育て支援センター職員1名(時給1,110円【有資格】)
- 勤務場所**:そうべつ子どもセンター
- 任用期間**:任用の日から令和3年3月31日(任用継続あり)



【お問い合わせ先】

そうべつ子どもセンター ☎66-2452

採血のお手伝いができる看護師募集!

壮警町保健センターでは、特定健診や生活習慣病健診の際に、採血のお手伝いができる看護師を募集します。



○勤務日:

- 7月21日(火)～7月28日(火)
 - 9月10日(木)、12月19日(土)
- ※今後の新型コロナ感染状況によっては、日程が変更または中止になる場合があります。

○勤務時間:

午前6時30分～午前10時位くらいまで

(ただし9月10日は午前6時～午前11時くらい)

○勤務内容:

壮警町内の各健診会場での受診者の採血

※1日の受診者数はおおよそ40名前後です。

○報酬:

1日あたり8,600円(交通費込み)

○応募方法:

下記お問い合わせ先までご連絡ください。

町営住宅入居者募集



○壮警温泉団地(公営住宅)

住所:壮警町字壮警温泉58番地1
建設年度:平成11年建設5号棟
戸数、規格:1階 2LDK(58.50㎡) 1戸
月額家賃:家賃は収入によります。(17,900～26,600円)
駐車場使用料:月額500円/台
敷金:家賃の3カ月分

○ほくと団地(公営住宅)

住所:壮警町字滝之町330番地7
建設年度:平成18年建設1号棟
戸数、規格:1階 1LDK(53.89㎡) 1戸
月額家賃:家賃は収入によります。(16,500～24,600円)
駐車場使用料:月額500円/台
敷金:家賃の3カ月分

※**公営住宅**は、政令月収が158千円を超える方は入居申し込みができません。(小学生以下のお子さんのいる世帯や新婚世帯などは所得要件が緩和されますので詳しくはお問い合わせください。)



○壮警温泉団地(単身者向特定公共賃貸住宅)

住所:壮警町字壮警温泉58番地1
建設年度:平成8年建設1号棟
戸数、規格:2階 1LDK(44.23㎡) 1戸
家賃月額:20,000円
駐車場使用料:月額500円/台
敷金:60,000円

※**単身者向特定公共賃貸住宅**の入居資格は同居者のいない方

○星野単身者住宅(単身者用特定公共賃貸住宅)

住所:壮警町字滝之町420番地7
建設年度:平成9年建設
戸数、規格:1階 1LDK(47.12㎡) 1戸
2階 1LDK(47.12㎡) 1戸
3階 1LDK(47.12㎡) 1戸
家賃月額:21,000円
駐車場使用料:月額500円/台
敷金:63,000円

○しらかば団地(単身者用特定公共賃貸住宅)

住所:壮警町字滝之町301番地10
建設年度:平成12年建設4号棟
戸数、規格:2階 1LDK(46.64㎡) 2戸
家賃月額:21,000円
駐車場使用料:月額500円/台
敷金:63,000円

※**単身者用特定公共賃貸住宅**の入居資格は、33歳未満で同居者のいない方

○入居資格(全共通)

1. 市町村民税等の滞納していない者
2. 所得要件を満たす者
3. 入居者及び同居者に暴力団員がいない者
4. 町長が定める基準に該当する者

○申込方法(全共通)

申請書は建設課建築住宅係にありますので、下記書類を用意の上、お申し込みください。
・世帯全員の個人番号を確認できる書類の提示
・市町村民税等の滞納がないことを証する書類の添付(完納証明や納税証明等)また、その他に必要な場合は書類を求めることがあります。

●申込期間(全共通)

申込受付開始:令和2年5月1日(金)
申込締め切り:令和2年5月15日(金)

申込者多数の場合は書類選考その他公正な方法により入居者を決定します。詳しくは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

壮警町役場建設課建築住宅係 ☎66-2121